

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	櫻島埠頭株式会社			コード	9353
提出日	2025/6/3		異動（予定）日	2025/6/26	
独立役員届出書の提出理由	社外取締役の属性に変更が生じたため。				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）												異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	種村 泰一	社外取締役	○									○				訂正・変更	有
2	徳平 隆之	社外取締役	○							△						訂正・変更	有
3	藍場 建志郎	社外監査役	○							△							有
4	森山 恭太	社外監査役	○									△					有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の種村泰一氏は、現在において当社が顧問契約を締結いたしております中之島中央法律事務所に所属している弁護士であります。	法律の専門家としての経験・知識等を経営に生かしていただくため、社外取締役の種村泰一氏を選任いたしました。同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、それらの経験・知識等に基づく、幅広い見地から、当社の法制面における経営監督機能の発揮などにより、社外取締役としての職務を適切に遂行いただいていることと、また、諮問委員会においても独立した客観的な立場から適切な意見や助言をいただく等の役割を期待しており、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は現在において当社が顧問契約を締結いたしております中之島中央法律事務所に所属している弁護士であります。同事務所との契約は法律的な助言を得ることを主たる内容とするものであります。同事務所との間に弁護士委託に係る報酬（2025年3月末時点の報酬金額909千円）がありますが、独立性は十分に確保されていると判断しております。また、同氏はヤンマーホールディングス株式会社の社外監査役ではありますが、同社と当社の間には資本関係及び取引関係がないことから、同氏については独立性が十分に確保されており、独立役員として指定しております。
2	社外取締役の徳平隆之氏は、過去において当社の主要な取引先となる大阪市港湾局の局長を務めておりました。	港湾行政等に携わり培われた豊富な経験・知識等を当社の経営に生かしていただくため、社外取締役の徳平隆之氏を選任いたしました。同氏は、大阪市役所を退職後、港湾物流の事業経営に携わり、豊富な経験と知識等を有しており、当社の経営に対する的確な助言、独立の立場からの監督機能の発揮や客観的な立場から適切な意見をいただく等の役割で社外取締役としての職務を適切に遂行いただくとともに、諮問委員会においても独立した客観的な立場から適切な意見や助言をいただいております。なお、同氏は公益社団法人大阪港振興協会の会長と五洋建設株式会社の顧問を兼務しておりますが、同法人及び同社と当社の間には資本関係及び取引関係はありません。また、過去において当社が事業用地を賃借している大阪市港湾局の局長を務めておりましたが、2016年に退職しており、大阪市港湾局（現 大阪港湾局）との関係はありません。これらのことから、同氏の独立性は十分に確保されており、独立役員として指定しております。
3	社外監査役の藍場建志郎氏は、当社の主要な取引先となる株式会社日本政策投資銀行の出身者であります。	他社において、内部統制を通じたりスク管理に携わり、その豊富な経験と高い見識を当社の監査体制の強化に生かしていただくため、社外監査役の藍場建志郎氏を選任いたしました。独立かつ中立の立場から、当社経営に対する貴重な意見・助言等をいただくことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏は、過去に当社の取引銀行である株式会社日本政策投資銀行の支店長等を歴任しておりますが、同氏は2018年に同行を退職しております。したがって、事業活動や経営判断において、同行から制約等を受けることはないと認識していることから、同氏の独立性は十分に確保されており、独立役員として指定しております。
4	社外監査役の森山恭太氏は、過去において当社の会計監査人である新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）に在籍しておりました。	公認会計士、税理士としての企業の会計、税務に係り培われた豊富な経験・知識等を当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役の森山恭太氏を選任いたしました。独立かつ中立の立場から、当社経営に対する貴重な意見・助言等をいただくことにより、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。同氏は、過去において当社の会計監査法人である新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）に在籍しておりましたが、2017年に同監査法人を退職し、独立して監査法人及び会計士事務所を開設されております。同法人並びに同事務所と当社の間には取引関係はなく、同氏は独立性が十分に確保されていることから独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社は取締役及び監査役の資質について独立性基準を定めており、この基準を満たす者を選任しております。独立性基準につきましては、インターネット上の当社ホームページ（ http://www.sakurajima-futo.co.jp/ ）に掲載しております。
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。